

湘南学園後援会細則

【総会細則】

第1条 総会の議事の運営については、議長がこれを行う。

2. 議長は会員の中から、総会において選出する。

第2条 総会における審議事項は、総会出席者の過半数により決める。

2. 総会運営上、細則に定めのない事項が生じたときには、本条1項に従い、総会出席者の過半数の同意の上実行することができる。

【会議運営細則】

第1条 この細則の対象となる会議は次の通りとする。

(1) 定時総会及び臨時総会

(2) 役員会

第2条 前条の会議については書記を指名し、書記は議事録を作成する。

2. 議事録は5年間保存する。

平成22年4月17日 細則制定

平成22年4月17日 細則施行